

長光寺墓地移転協議会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、長光寺墓地移転協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、利根川堤防拡張工事に伴う墓地移転に関して、国土交通省との移転補償交渉や補償契約締結を円滑に進めることを第一義として、これに伴う代替墓地用地の取得から移転先墓地の造成・整備等、墓地移転に関する計画の策定から履行まで、会員の利益の確保と会員個々の負担の軽減を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、長光寺代表役員並びに墓地移転の対象となる檀家及び総代とする。

(本 部)

第4条 本会の本部は、長光寺内に置く。

(委員及び相談役)

第5条 本会は、総会において、本会の運営に関する委員並びに相談役若干名を選任する。

2 委員並びに相談役は、役員と共に運営委員会の構成員となる。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 1名 |
| (5) 会 計 | 2名 |
| (6) 監 事 | 2名 |

(役員職務)

第7条

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、各会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。副会長間における職務代行順位は、会長において定める。
- (3) 事務局長は、本会の事務を総理する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (5) 会計は、別途定める会計規則に基づき、本会の会計事務を行い、財務を管理する。
- (6) 監事は、本会の庶務並びに本会の運営を監督する。

(役員選任)

第8条 本会の役員は、運営委員会において選任する。

第2章 会 議

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会並びに運営委員会とし、会長が各会議を招集し、その議長を務める。

- 2 各会議の定足数は、各会議構成員の過半数とする。
- 3 各会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(役員会の任務)

第10条 役員会は、国土交通省との移転補償交渉にあたる担当者を選任し、契約交渉担当者から、国土交通省との交渉状況についての報告を徴し、重要事項については、運営委員会において協議を経るものとする。

- 2 役員会は、国土交通省との間において、補償契約の概要がまとまった場合には、総会に諮り、その承認を得なければならない。
- 3 前項の承認が得られたときは、役員会は、契約交渉担当者をして、本役

員会が各会員を代表する形式にて、国土交通省との補償契約を締結させることとする。

- 4 役員会は、総会の承認を得た代替墓地用地について、運営委員会と共に墓地移転計画を策定し、同計画案に対する総会の承認を得なければならない。
- 5 役員会は、前項の承認が得られたときは、運営委員会と共に具体的な区画割当計画案を策定し、運営委員をして、全会員に通知すると共に同意を得るものとする。

(運営委員の任務)

第11条 運営委員は、墓地移転計画の策定にあたって、対象檀家や関係者からの意見や要望を集約して、運営委員会において報告するものとする。

- 2 運営委員は、策定された墓地移転計画並びに区画割当案を会員に通知すると共に、不賛同の意見や脱会等の申し出があった場合は、速やかに役員会に報告するものとする。

(総会への報告)

第12条 会長は、全会員の補償契約が締結され、区画割当が完了したときは、速やかに総会を招集し、その報告をしなければならない。

第3章 脱会等

(脱会及び契約交渉等)

第13条 会員は、本会の活動が自己の方針にそぐわないと判断したときは、何時でも会長に申し出て、本会を脱会することができる。

- 2 脱会した会員は、独自に国土交通省との移転補償交渉並びに契約締結を行うこととし、契約締結が不能の場合並びに、本会の総会において決議された墓地移転計画に基づき策定された区画割当案に不賛同の場合は、自ら移転すべき墓地用地を確保しなければならない。

附則 本会則は平成29年12月10日から施行する。